

取りまとめに向けた検討（５・その他利活用場面）

その他の場面での利活用

１ 司法アクセスの更なる拡充の可能性

（１）手続案内用チャットボットの設置

現在の裁判所（特に簡易裁判所や家庭裁判所）の実務では、手続利用者の便宜を図るため、裁判所書記官等が、受付窓口を訪れた利用者から、紛争内容を聴取した上で、利用者に対し、裁判所における各種紛争解決手続を教示し、その中から利用者の紛争解決の希望に合った最も適切な手続を選択してもらい、さらに、現実の申立てに至るための訴状等の書き方を教示する手続案内が行われている。

このような現状を踏まえ、更なる利便性向上の観点から、裁判所ウェブサイト到手続案内のためのチャットボット（人間と自然言語による対話を行うソフトウェアと定義する。）を設けてはどうか、その結果、裁判所書記官等が担っている手続案内業務を軽減することにも繋がるのではないか、との意見があった。

この点、現在の裁判所ウェブサイトにもチャットボットが設置されているところ、①あらかじめ設定したシナリオの分岐で裁判所ウェブサイトの手続案内コンテンツに誘導する機能と②利用者がフリーワードで入力した質問を理解してあらかじめ登録したFAQから関連するものを表示する機能を有しているが、回答の出力には生成AIを使用していない。これは、手続案内では、一方当事者の言い分のみによって紛争の内容を聴取することになるところ、弁護士が行う法律相談とは異なり、裁判所には中立性・公平性が求められることから申立手続の教示を行う範囲内でのみ許されるものとされていることや、当該当事者の裁判を受ける権利を担保するという観点から回答の正確性が特に求められること、手続案内において教示された手続の選択肢の中からどの手続を選択するかは、当該利用者の判断に委ねられるべきものであることを考慮したものであると考えられる。今後、チャットボットに登録するFAQを更に充実させることで、チャットボットの回答の内容や精度を更に向上させていくことも可能であると考えられる。

他方で、裁判所ウェブサイトに掲載された手続案内の情報をRAG（Retrieval-Augmented Generation・検索拡張生成）において活用して上記ウェブサイトの掲載情報に忠実な回答を行わせることで、いわゆる法律相談となることを避けつつ、回答の精度を高めるといった仕組みを検討してはどうか、行政府省におけるチャットボット導入・検討例を参考にしてはどうか、という意見があった。

以上のような意見も踏まえ、裁判所ウェブサイト設置された手続案内用チャットボットの導入について検討する。

チャットボットについては、裁判所において、手続利用者の利便性を向上させつつ、裁判所書記官等の業務軽減にも繋げていくという観点から裁判所の中立性・公平性にも配慮した検討が続けられ、適切に運用されることが期待されるということによいか。

(2) 書式への入力補助

現在の裁判所（とりわけ定型的かつ少額事案が多い簡易裁判所や家庭裁判所）の実務では、手続利用者の便宜を図るため、受付窓口を訪れた利用者に手続案内を実施する中で申立てに必要な書類の定型書式を交付し、その記載方法などを教示しながら必要事項を記入してもらい、申立てを受理する方法が採られており、そのために各種の定型書式を備え置いている。

このような現状を踏まえ、更なる利便性向上の観点から、A Iを利用して書式への入力補助を行うことができるような機能を実装したシステムを裁判所において整備してはどうか、その結果、裁判所書記官等が担っている手続案内業務の軽減に繋がるのではないかと、例えば、A Iを利用して戸籍や住民票を読み込ませて本籍や住所のデータを抽出して申立書フォームに自動転記するといった補助的な機能を実装することも考えられるのではないかと、この意見があった。この点、現在、裁判所においては、裁判手続のデジタル化に向けて、裁判所ウェブサイトから取得できる定型書式の充実を図ったり、整備中の電子提出用システムに入力フォームを設けたりすることが検討されており、裁判所ウェブサイトには設置された手続案内用チャットボットも含めて、これらの利用促進を図ることが考えられる。また、整備中の電子提出用システムと現在整備が進められている公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）及び戸籍情報連携システムとの連携を進めていくことで、手続利用者の更なる利便性の向上を図っていくことも考えられる。その上で、裁判所においてA Iを利用した書式への入力補助機能を実装していくことについては、例えば、最終的な入力事項の確認作業は避けられないと考えられるなど、利用者の利便性向上にどの程度資することになるのか、費用対効果の観点からも慎重に検討する必要があるように思われる。

なお、利用者本人の言い分を踏まえて定型書式に必要な事項を的確に入力するためには、法的分析機能を有するA Iシステムを構築する必要があると考えられるが、その実現可能性は未知数であるほか、裁判所の中立性・公平性に照らして慎重な検討が必要であると考えられる。

以上のような意見も踏まえ、書式への入力補助については、裁判所において、手続利用者の利便性を向上させつつ、裁判所書記官等の業務軽減にも繋げていくという観点からA Iの利活用も含めて検討が続けられることが期待されるということによいか。

2 ADR等における利活用の可能性

ADR（ここでは、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。）において、

低廉な費用を前提として、A Iが判断代替的な提案を示し、当事者がそれを受け入れるか判断するという枠組みは、低廉かつ迅速な紛争解決を促進する上で有効なアプローチと考えられるのではないかと、この意見があった。

A D Rは和解という合意による解決を目指す手続であるところ、その合意の前提として、A Iに判断代替的な提案をさせる場合、支援や補助という枠組みから外れることになる。そこで、A D Rの手続実施者は、A Iが誤り得ることを踏まえて、当事者に対する手続保障として、手続実施者が利用するA Iを用いたサービスの内容・性質を十分に説明し、A Iによる判断代替的な提案を示すことについて、双方当事者の同意を得ることが望ましいように思われるが、A D Rの特徴である手続の柔軟性や、どのA D Rを選択するのかについて申立人に選択権があることなどに鑑みると、手続実施者に対し、一律に当事者に対する説明や同意を求めることも困難であるように思われるが、どうか。

3 A Iエージェントによる訴訟代理人業務の代替

将来的には、法廷に自然人が所在する必要性がなくなり、A Iエージェント（与えられた目的を達成するために、環境を認識し、判断し、行動を自律的又は半自律的に繰り返すA Iと定義する。）を利活用してアバターが出頭し、事前に学習した主張を述べるといったことも想定されるとの指摘があった。

まず前提として、A Iエージェントを裁判手続で利用する場合には、誰がA Iエージェントの開発運用を行うのか、A Iエージェントへの権限委任や効果帰属といった私法上の問題をどのように考えるか、法律実務家以外の者がA Iエージェントをコントロールすることを許容するか、A Iエージェントが誤った行動をした場合の責任の所在をどのように考えるか、特定のA Iエージェントが市場支配力を有して寡占化した場合、当該A Iエージェントの判断どおりに行動することが合理的であるということになりかねず、結果的に法の支配の主導権がA Iに移転してしまうのではないかと、といった意見や問題提起があった。

この点、主として法的素養を有しない当事者本人が訴訟の提起や（一定水準の）訴訟遂行を可能にするような訴訟代理人業務を代替するA Iエージェントを利用する潜在的な需要があると想定することはできそうである。もっとも、A Iエージェントを裁判手続で利用するには、想定基本機能を有するA Iシステムを前提とすることが必須とならざるをえないと考えられるところ、想定基本機能においては出力の内容やその根拠となった裁判例や文献を確認し、評価することが不可欠であることからすると、現時点では、法的素養のない者を利用者として想定することは相当ではないようにも考えられる。

他方で、このようなA Iエージェントが将来的に実装される可能性を想定した上で、その利活用に伴うリスク・課題（例えば、法的素養を有しない当事者本人がこのようなA Iエージェントを利用して、訴訟代理人を立てることなく訴訟を提起した場合に当該A Iエージェントを適切にコントロールできないことによって生じる責任の所在）を分析検討し、法規制の要否も含めてその対応策等を検

討しておく必要があるのではないかという問題提起があった。

以上のような意見を踏まえ、A I エージェントの裁判手続における利用については、A I エージェントの技術が急速に発展している状況も踏まえつつ、その実現可能性やリスク・課題及びこれへの対応策等も含めて検討分析が続けられることが望ましいということによいか。

4 裁判官の判断傾向分析

民事裁判情報データベースの情報をA I で利活用して裁判官の判断傾向を分析することにより、事件係属中においても、主張立証状況や裁判官の判断傾向を踏まえて勝率予測を判定するサービスが提供されることも想定されるとの指摘もあった。

この点、このようなサービスの実現可能性としては、民事裁判情報データベースが始動しても、判決で引用されている証拠の内容は明らかではないことから、現時点では高度な予測分析はまず不可能であるとの意見があったが、訴訟当事者等から提供される証拠に関する情報を活用するなどすれば予測精度が向上する可能性も否定できないなど民事裁判情報データベース以外の視点からも検討する必要があるとの意見もあった。

また、このようなサービスについては、弁護士・司法書士等が客観的なデータに基づき当事者へ和解を促し、訴訟コストを削減できる、裁判所内部において裁判官の自己評価支援ツールとして用いるといったメリットとともに、フォーラムショッピングに利用されるデメリットもあるとの指摘があったが、フォーラムショッピングに利用される場面として具体的にどの程度想定されるのか明らかではないとの意見もあった。さらに、裁判官の判断傾向に基づく勝率予測は、対象となる裁判官の属性と切り離して評価することは困難であり、実質的にはソーシャル・スコアリングと変わりなく、こうした評価が裁判官の判断の独立性を脅かすおそれがあるとの意見もあった。

以上のような意見を踏まえ、A I を利活用した裁判官の判断傾向の分析については、その実現可能性やフォーラムショッピングに利用される弊害等のリスク・課題及びこれへの対応策等も含めて検討分析が続けられることが望ましいということによいか。

5 その他の可能性

法律相談において利活用できるチャットボットにつき、裁判所はその中立性・公平性を維持する観点から整備することが困難であるとしても、法テラス等において整備することは考えられるのではないかと意見があった。上記意見のほかにも、一般的な生成A I システムを利用した法律相談やA I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスなど、生成A I を活用した法律業務が考えられる。この点、令和8年2月内閣府に設置された規制改革推進会議において、企業の競争力強化及びイノベーション創出を図る観点から、A I リーガルテックを活用したサービスを提供可能とするために必要な検討会を設置し、結論を得次第速やかに措置す

る旨の中間答申が行われたことから、同答申に基づいて設置される検討会における議論を見守っていくということによいか。